
1002. 船舶基本情報訂正

業務コード	内 容
VBY	船舶基本情報訂正

1. 業務概要

登録済の船舶基本情報の訂正を行う。また、登録済の船舶が廃船等となった場合に、当該船舶の船舶基本情報の削除を行う。

本業務により船舶名称または純トン数（以下、「税関が確認を必要とする項目」という。）の訂正を行った場合は、税関の確認を受ける必要がある。

とん税等一時納付の有効期間内での削除は税関のみ可能とする。

なお、船舶コードの変更を行う場合は、新たに船舶基本情報の登録を行う必要がある。

2. 入力者

税関、船会社、船舶代理店

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②船会社でかつ、船舶運航者の変更がない場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と同一会社であること。
- ③船会社でかつ、船舶運航者の変更がある場合は、入力された変更後の船舶運航者と同一会社であること。
- ④船舶代理店でかつ、船舶運航者の変更がない場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と本邦のいずれかの港において受委託関係がシステムに登録されていること。
- ⑤船舶代理店でかつ、船舶運航者の変更がある場合は、入力された変更後の船舶運航者と本邦のいずれかの港において受委託関係がシステムに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(2) 船舶DBチェック

- ①入力された船舶コードに対して「船舶基本情報登録（VBY）」業務が行われていること。
- ②船舶基本情報の削除の場合で、かつとん税等一時納付が有効期間内である場合は、強制削除の旨が入力されていること。
- ③「船舶基本情報訂正（VBY）」業務により、削除されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。

（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照）

(2) 船舶DB処理

(A) 船舶基本情報の訂正の場合

- ①入力内容により更新する。
 - ②税関が確認を必要とする項目に対する訂正が行われた場合は、税関により船舶基本情報の確認が必要となる旨を登録する。
- (B) 船舶基本情報の削除または強制削除の場合
削除表示を設定する。
- (3) 出力情報出力処理
後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者

7. 特記事項

- (1) 船舶コードを変更する場合は、V BX 業務により新規に船舶基本情報を登録する。
- (2) 船舶基本情報が削除された場合は、船舶運航情報、乗組員情報、旅客情報、船用品情報もあわせて削除される。
- (3) とん税等一時納付の有効期間内に船舶基本情報が削除された場合は、とん税等一時納付情報、税関確認情報もあわせて削除される。
- (4) 船舶運航者が変更される場合は、船舶DBまたは船舶運航DBに登録されている船舶単位の運航情報制限を解除する。